

別表

(1) 予定価格が1件7,000,000円を超える工事の請負契約
(2) 予定価格が1件2,000,000円を超える物品の製造、修理及び加工の請負契約
(3) 予定価格が1件2,000,000円を超える印刷及び製本の請負契約
(4) 予定価格が1件2,000,000円を超える不動産以外の物件の買入契約
(5) 予定賃料総額が1件1,400,000円を超える不動産以外の物件の借入契約
(6) 業務の委託契約で次に掲げるもの ア 電子入札システムにより行う競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を除く。）により締結する契約（当該競争入札に付した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第9号の規定により随意契約により締結する契約を含む。）（単価契約によるものを除く。）で、予定価格が1件2,000,000円を超えるもの イ 総合評価一般競争入札により締結する契約で、就職に向けた支援が必要な人の雇用・就業の促進等、本市の政策課題の解消に寄与することを目的とするもの